

参考資料

- 1 用語解説
- 2 計画策定の経緯
- 3 日進市都市計画審議会
- 4 ワークショップ

参考資料

1 用語解説

【あ行】

用語	解説	初出ページ
空家バンク	空家の売却または賃貸などを希望する所有者等から申し込みを受けた情報を、定住等を目的として空家の利用を希望する人に対し紹介する制度。	6-1
アクセス	道路や交通機関を用いて、ある地点や施設へ到達すること	序-1
インフラ	インフラストラクチャー（Infrastructure）の略で、生活・産業等の経済活動を営む上で不可欠な交通・治水・上下水道・電力・通信等の社会基盤のこと。	序-2

【か行】

用語	解説	初出ページ
開発許可	都市計画法第29条に基づき、宅地造成等を行う際に必要とされる許可のこと。都市化の進展に伴う無秩序な開発を規制し、都市の健全な発展と秩序ある整備を目的として開発行為を許可制としている。	1-11
開発行為	主として建築物の建築またはコンクリートプラントやゴルフコースなど特定工作物の建設に供する目的で「土地の区画形質の変更」を行うもの。	1-11
家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸浸食）	家屋の倒壊・流失をもたらすような堤防決壊に伴う激しい氾濫流や河岸侵食が発生することが想定される区域のこと。	7-1
既成市街地	本市の当初の区域区分の決定（1970年（昭和45年）11月24日）以前から形成されており、土地区画整理事業による面的市街地整備が行われていない市街地。	1-40
基盤整備	道路、鉄道、河川、上下水道、エネルギー供給施設、通信施設等の都市施設や学校、病院、公園等の公共施設といった、市民の生活や産業活動を支える施設を整えること。	3-1
急傾斜地崩壊危険区域	急な斜面がある箇所、地震や豪雨などにより土砂崩れや地滑りが発生する可能性が高いとされる区域のこと。開発行為等に制限が設けられることがある。	3-2
狭あい道路	車のすれ違い等が困難で交通に支障があり、災害時の安全確保において問題を抱える、狭い道路。	6-1
緊急輸送道路	地震直後から発生する緊急輸送を円滑に行うため、高速自動車国道、一般国道及びこれらを連絡する幹線道路と知事等が指定する防災拠点を相互に連絡する道路をいう。	7-12
計画規模	河川整備の基本となる降雨のことで、天白川流域においては24時間総雨量が423mm（100年に1度の確率）、境川流域においては24時間総雨量が277mm（30年に1度の確立）の降雨。	7-1

公園等愛護会	親しまれる公園をめざし、地域のふれあいを深めることを目的に1999年度（平成11年度）から始まった制度であり、地域の公園・緑地の清掃、除草、花植え等を行う地域住民等で構成される団体。	6-1
洪水浸水想定区域	水防法において洪水予報を行う河川、もしくは水位周知を行う河川に指定された河川について、その河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域。	1-40
交通結節点	駅前広場が整備されバスやタクシーが乗り入れる駅や、空港、港、インターチェンジ等複数あるいは異種の交通手段の接続が行われる場所。交通機関・手段の接続機能のほか、都市機能の誘導・集積を促進させ拠点地区を形成する「拠点形成機能」や都市の顔を形成する「ランドマーク機能」を担う。	序-7
コミュニティ	地域社会。共同体意識を持って共同生活を営む一定の地域及びその人々の集団。	序-1
コンパクト・プラス・ネットワーク	人口減少・高齢化が進む中、特に地方都市において、地域の活力を維持するとともに、医療・福祉・子育て支援・商業等の生活機能を確保し、市民が安心して快適に暮らせるよう、地域公共交通と連携して、コンパクトなまちづくりを進めること。	序-1

【さ行】

用語	解説	初出ページ
財政力指数	地方公共団体の財政力を示す指数で、基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の過去3年間の平均値。財政力指数が高いほど、普通交付税算定上の留保財源が大きいことになり、財源に余裕があるといえる。	1-37
暫定用途地域	土地区画整理事業等により公共施設を整備して新たに計画的に市街化を図る区域について、その整備に備え、厳しい制限（第一種低層住居専用地域：建蔽率30%、容積率50%、建築物の高さの限度10m等）を定めている地域。	6-1
市街化区域	都市計画区域内で、既に市街地を形成している区域及び概ね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域として、都市計画法第7条第2項に基づいて計画決定された区域。	1-2
市街化調整区域	都市計画区域内で、市街化を抑制する区域として、都市計画法第7条第3項に基づいて計画決定された区域。	序-5
市街地再開発事業	都市再開発法に基づき、市街地内の老朽木造建築物が密集している地区などにおいて、細分化された敷地の統合、不燃化された共同建築物の建築、公園、広場、街路などの公共施設の整備などを行うことにより、都市における土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図る事業。	序-6
将来フレーム	計画的なまちづくりを進めるために定めた将来の人口、世帯数、土地利用等の指標となるもの。	序-5
診療所	入院施設がまったくないまたは入院ベッド数が19床以下の医療機関。	1-26
持続可能	将来に渡って持続的・永続的に活動を営むこと。	序-1
人口集中地区(DID)	国勢調査において設定される人口密度が1ヘクタールあたり40人以上の区域が互いに隣接して人口5,000人以上となる地域で、実質的な都市地域を表す。港湾、工場地帯、公園等の都市的土地利用の区域は、人口密度が低くても人口集中地区に含まれる。	1-6
人口密度	人口統計において、単位面積当たりに居住する人の数。	序-1

垂直避難	水害のおそれがあるときに、自宅・施設等の浸水しない上階等への移動や、土砂災害のおそれがあるときに少しでも安全な上階等へ移動するなど、建物の高層階（垂直方向）に避難すること。	3-3
ストック マネジメント	長期的な視点で施設全体の今後の老朽化の進展状況を考慮し、リスク評価等による優先順位付けを行った上で、施設の点検・調査、修繕・改築等を実施し、施設全体を対象とした施設管理を最適化すること。	6-1
想定最大規模	水防法に規定された、想定し得る最大規模の降雨のことで、天白川流域においては24時間総雨量が774mm、境川流域においては24時間総雨量が760mmの降雨。	1-40

【た行】

用語	解説	初出 ページ
地域防災計画	市民の生命、財産を災害から守るための対策を実施することを目的とし、災害に係わる事務又は業務に関し、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、総合的かつ計画的な対策を定めた計画。	7-1
地区計画	都市計画法に基づき、住民の生活に身近な「地区」を単位として、道路、公園等の施設の配置や、建築物の建て方等について、地区特性に応じてきめ細やかなルールを定めるまちづくりの計画。	3-3
低・未利用地	適正な利用が図られるべき土地であるにもかかわらず、長期間にわたり利用されていない「未利用地」と、周辺地域の利用状況に比べて利用の程度（利用頻度、整備水準、管理状況等）が低い「低利用地」の総称。	序-5
特別用途地区	特別用途地区とは、都市計画法に定められた「地域地区」のひとつで、「用途地域内の一定の地区における当該地区の特性にふさわしい土地利用の増進、環境の保護等の特別の目的の実現を図るため当該用途地域の指定を補完して定める地区」と定義されている。よって、13種類の用途地域が指定されたところに“重ねて指定”されるものであり、「特別用途地区」が用途地域の指定がないところに単独で指定されることはない。	3-3
都市計画 基礎調査	都市計画法に基づき、都市現況及び将来の見通しを定期的に把握するための調査のこと。	1-11
都市計画区域	一体の都市として総合的に整備、開発及び保全する必要のある区域として、都道府県により指定される都市計画を定める範囲のこと。	6-4
都市計画区域 マスタープラン	2000年(平成12年)5月に都市計画法の改正が行われた際に、第6条の2に「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」として登場。長期的な視点から住民に「都市の将来像」を示すとともに、市町村を超えた広域的な視点から、都市計画の目標や広域的、根幹的施設等主要な都市計画の決定の方針を示すもの。	序-3
都市計画公園	都市の健全な発展と秩序ある整備を目的とし、必要な区域を明確にして都市計画法に基づき都市計画決定されている公園のこと。	1-34
都市計画道路	都市計画法による一定の手続きを経て計画決定される道路であり、都市計画決定された区域内では、今後の施設整備に向け、一定の建築制限が適用される。	1-33
都市計画法	都市の健全な発展と秩序ある整備を図ることを目的とし都市計画に関する法律。	序-1
都市構造	都市を形成する上で必要な骨格となる鉄道や幹線道路等の交通体系や土地利用、自然環境等の全体的な構成（姿）。	2-1

土地区画 整理事業	宅地の利用増進と公共施設の整備改善を図るため、土地の区画形質の変更、公共施設の新設、変更を同時に行い、健全な市街地を形成する事業。減歩と換地の制度により、公園、街路の公共施設用地を生み出すところに大きな特色がある。	序-5
土砂災害警戒 区域	土砂災害が発生した場合に、住民の生命又は身体に危害が生ずるおそれがある区域として、都道府県が「土砂災害防止法」に基づき指定する区域であり、危険の周知や警戒避難体制の整備が行われる。	1-40
土砂災害特別 警戒区域	土砂災害警戒区域のうち、土砂災害が発生した場合に建築物に著しい危害が生じ、住民の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがある区域として、都道府県が「土砂災害防止法」に基づき指定する区域であり、特定の開発行為に対する許可制、建築物の構造規制等が行われる	1-40

【な行】

用語	解説	初出 ページ
二次的住宅	空家のうち、別荘やふだん住んでいる住宅とは別に、残業で遅くなったときに寝泊まりするなど、ふだん人が住んでいない住宅。	1-13

【は行】

用語	解説	初出 ページ
ハザード マップ	河川氾濫や土砂災害等の自然災害による被害を予測し、その被害範囲を図化したもの。	1-40
(中京都市圏) パーソン トリップ調査	人の動きに着目して実施されるアンケート調査。「どのような人が」「いつ」「何の目的で」「どこから」「どこへ」「どのような交通手段で」動いたかについて調査し、1日のすべての動きを捉えるもの。中京都市圏としては、愛知県、岐阜県、三重県が対象範囲となる。昭和46年から実施される調査で、現在の最新調査は令和4年の調査。	1-21
バリアフリー	段差や仕切りをなくす等高齢者や障害者が日常生活をおくる上で不便な障害となっていること（バリア）を除去（フリー）し、全ての人が安心して暮らせる環境をつくること。	6-2
P D C A サイクル	Plan（計画）→ Do（実行）→ Check（評価）→ Action（改善）の4段階を繰り返すことによって、計画における管理業務を継続的に改善していく手法のこと。	8-1
病院	入院ベッド数が20床以上の医療機関。	1-26
保安林	生活環境の保全・形成等、特定の公益目的を達成するため、農林水産大臣又は県知事によって指定される森林のこと。	3-2

【ま行】

用語	解説	初出 ページ
道の駅	安全で快適に道路を利用するための道路交通環境の提供、地域のにぎわい創出を目的とした施設で、地域とともに作る個性豊かなにぎわいの場としての活用が期待される施設のこと。	序-6
民間都市開発 推進機構	民間事業者による都市開発を推進するため、「民間都市開発の推進に関する特別措置法」に基づき、事業推進主体として指定された一般財団法人。	6-2

【や行】

用語	解説	初出ページ
用途地域	地域地区のうち最も基礎的なものであり、都市全体の土地利用の基本的枠組みを設定するとともに、建築物の用途や容積率、建蔽率、高さ等の形を規制・誘導し、秩序あるまちづくりに大きな役割を果たすもの。用途地域には13種類がある。	3-3

【ら行】

用語	解説	初出ページ
ライフサイクルコスト	道路や橋、公園、公共施設、上下水道などの施設・設備について、計画・設計から建設(導入)、運用、維持管理、修繕・更新、廃止・撤去(処分)までの間に発生する費用の合計のこと。	6-3

【わ行】

用語	解説	初出ページ
ワークショップ	問題解決やトレーニングの手法で、住民参加型まちづくりにおける合意形成の手法としてよく用いられている。一方通行的な知識や技術の伝達でなく、参加者が自ら参加・体験し、グループの相互作用の中で何かを学びあったり創り出したりする、双方向的な学びと創造のスタイルのこと。	序-3

2 計画策定の経緯

年月日		会議・調査
2025年（令和7年）	3月19日	2024年度（令和6年度）第3回都市計画審議会
	4月14日～ 5月7日	事前アンケート実施
	5月24日	第1回 ワークショップ
	6月7日	第2回 ワークショップ
	6月27日	2025年度（令和7年度）第1回都市計画審議会
	8月29日	2025年度（令和7年度）第2回都市計画審議会
	11月6日	2025年度（令和7年度）第3回都市計画審議会
2026年（令和8年）	1月13日	2025年度（令和7年度）第4回都市計画審議会
	1月30日～ 3月2日	パブリックコメント実施
	3月24日	2025年度（令和7年度）第5回都市計画審議会

3 日進市都市計画審議会

(1) 条例

○日進市都市計画審議会条例

昭和44年7月1日

条例第11号

改正 平成12年3月28日条例第30号

(趣旨)

第1条 この条例は、都市計画法(昭和43年法律第100号。以下「法」という。)第77条の2の規定に基づき、日進市都市計画審議会の設置、組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 法第77条の2第1項の規定に基づき、日進市都市計画審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(組織)

第3条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命する。

(1) 市議会の議員

(2) 学識経験を有する者

3 市長は、前項に規定する者のほか、関係行政機関若しくは県の職員又は市内に住所を有する者のうちから、委員を任命することができる。

4 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、再任されることができる。

(臨時委員)

第4条 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員若干人を置くことができる。

2 臨時委員は、市長が任命する。

3 臨時委員は、その特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会長)

第5条 審議会に会長を置き、学識経験を有する者につき任命された委員のうちから委員の選挙によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故のあるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指定した委員が会長の職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会の会議は、委員及び議事に関係のある臨時委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、市長の定める部課において所掌する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、昭和44年7月1日から施行する。

附 則(平成12年3月28日条例第30号)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

2 この条例の施行の際現に改正前の日進市都市計画審議会条例(以下「改正前の条例」という。)

第3条第2項第1号に掲げる者につき任命された委員並びに同項第3号、第4号、第6号及び第7号に掲げる者につき任命された委員は、それぞれ改正後の日進市都市計画審議会条例第3条第2項第1号に掲げる者につき任命された委員並びに同項第2号に掲げる者につき任命された委員とみなす。この場合において、委員の任期については、その者が改正前の条例第5条の規定により任命された日から起算する。

(2) 委員名簿

区分	氏名	所属等	任期
第3条第2項 第1号 市議会の議員	岩淵 晃久	日進市議会議員	2023年(令和5年)7月1日～2027年(令和9年)6月30日
	小出 あさこ (島村 きよみ)	日進市議会議員	2025年(令和7年)7月1日～2027年(令和9年)6月30日 (2023年(令和5年)7月1日～2025年(令和7年)6月30日)
	舟橋 よしえ (中島 まなみ)	日進市議会議員	2025年(令和7年)7月1日～2027年(令和9年)6月30日 (2023年(令和5年)7月1日～2025年(令和7年)6月30日)
第3条第2項 第2号 学識経験を有する者	◎ 風岡 嘉光	元愛知県職員	2023年(令和5年)7月1日～2027年(令和9年)6月30日
	○ 武田 美恵	愛知工業大学工学部 教授	2023年(令和5年)7月1日～2027年(令和9年)6月30日
	伊豆原 一成 (都築 尚信)	日進市商工会	2024年(令和6年)5月21日～2027年(令和9年)6月30日 (2023年(令和5年)7月1日～2024年(令和6年)5月20日)
	市川 豊	日進市農業委員会	2023年(令和5年)7月1日～2027年(令和9年)6月30日
	武田 立史	日進市教育委員会	2023年(令和5年)7月1日～2027年(令和9年)6月30日
第3条第3項 関係行政機関 の職員	伊藤 和義 (倉島 正彦)	愛知警察署	2025年(令和7年)3月26日～2027年(令和9年)6月30日 (2024年(令和6年)3月29日～2025年(令和7年)3月25日)
第3条第3項 市内に住所を有する者	岩佐 智生	市民公募委員	2023年(令和5年)7月1日～2027年(令和9年)6月30日
	上田 信子	市民公募委員	2023年(令和5年)7月1日～2027年(令和9年)6月30日
第4条 特別の事項を調査審議する臨時 委員	松本 幸正	名城大学理工学部 教授	2025年(令和7年)3月19日～調査審議終了まで
	斉藤 孝治	名古屋大学大学院 環境学研究科助教	2025年(令和7年)3月19日～調査審議終了まで
	青山 雅道	日進市社会福祉協議会	2025年(令和7年)3月19日～調査審議終了まで
	尾関 謙治	名古屋鉄道株式会社	2025年(令和7年)3月19日～調査審議終了まで
オブザーバー	青柳 克彦	愛知県都市・交通局 都市基盤部都市計画 課長	2025年(令和7年)3月19日～調査審議終了まで

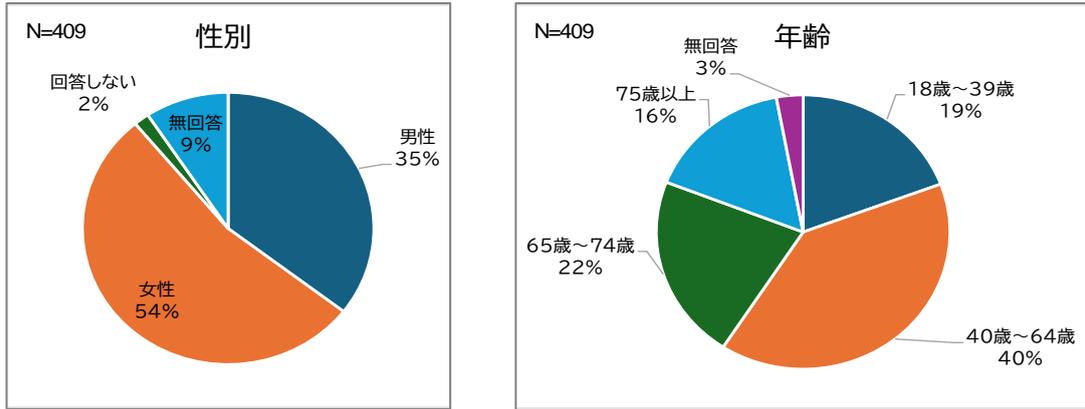
※◎は会長、○は職務代理、()は前任

(3) 審議会の開催概要

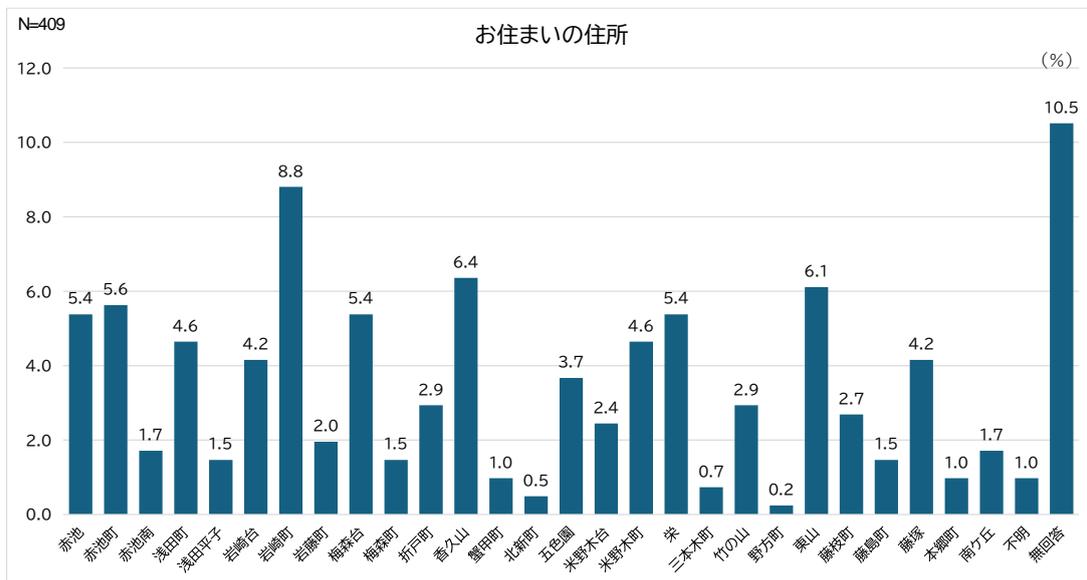
回数	日時	審議内容
2024年度 (令和6年度) 第3回	2025年(令和7年) 3月19日	■臨時委員・オブザーバー委嘱、立地適正化計画の概要、策定体制、策定方針、今後のスケジュール等
2025年度 (令和7年度) 第1回	2025年(令和7年) 6月27日	■策定の背景・目的、現状・課題分析 ■ワークショップの結果報告
2025年度 (令和7年度) 第2回	2025年(令和7年) 8月29日	■基本的な方針、居住誘導区域の設定、都市機能誘導区域の設定、誘導施設の設定
2025年度 (令和7年度) 第3回	2025年(令和7年) 11月6日	■誘導施策、防災指針、計画推進に向けて
2025年度 (令和7年度) 第4回	2026年(令和8年) 1月13日	■パブリックコメント案について
2025年度 (令和7年度) 第5回	2026年(令和8年) 3月24日	■立地適正化計画案について

事前アンケート結果： ※端数処理の関係上、グラフの合計値が100%にならないことがあります

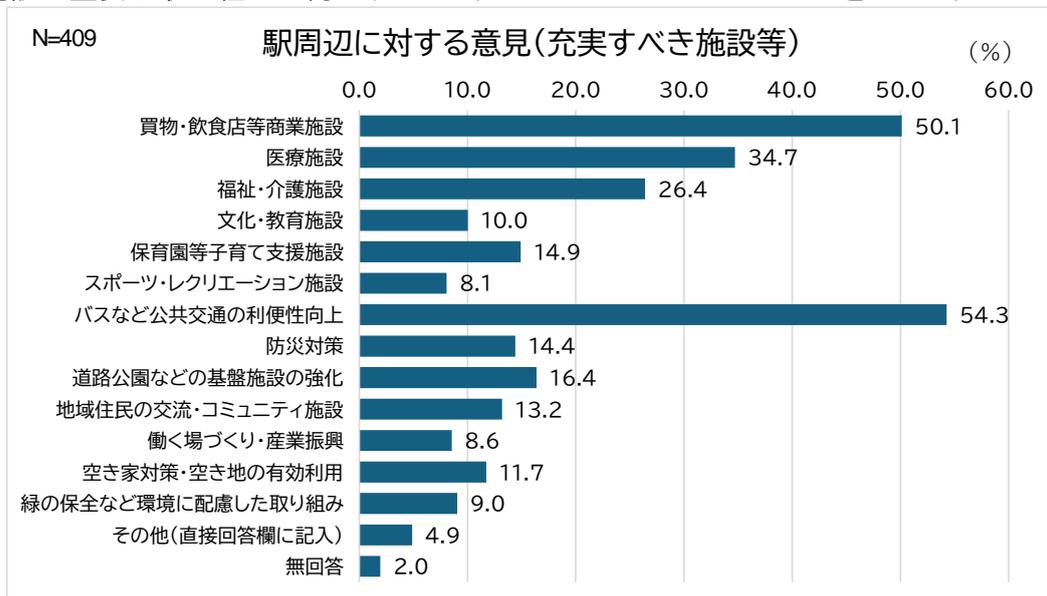
Q1. あなたの性別・年齢をお答えください。(当てはまるもの1つに○)



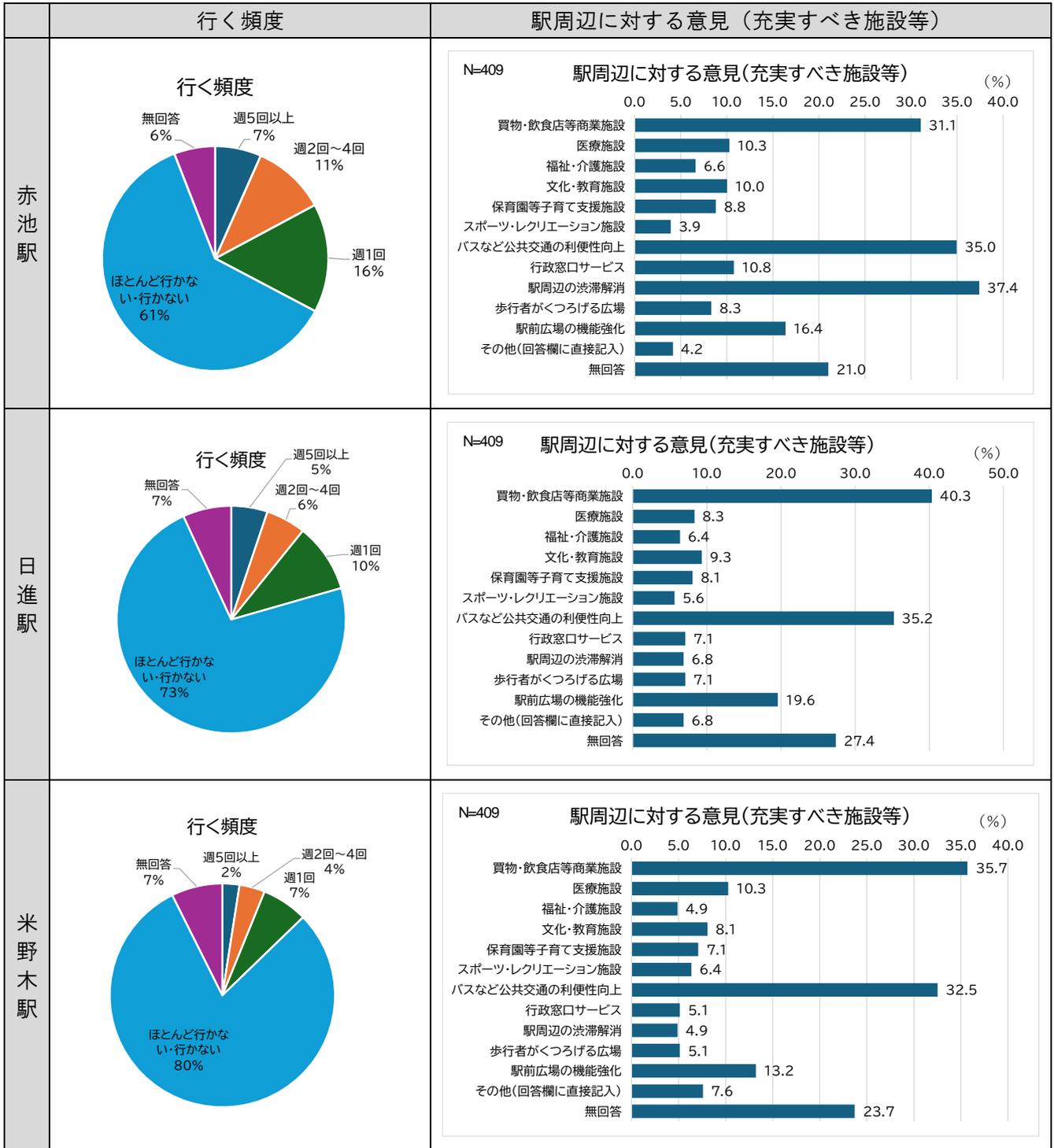
Q2. あなたのお住まいの郵便番号をお答えください。



Q3. 今後、人口減少や高齢化が進む中、お住まいの地域で住み続けていくために身近に必要なと思う施設や重要な取り組みは何ですか？(当てはまるものを3つまで選んで○)



Q4. 市内の鉄道駅周辺（赤池駅・日進駅・米野木駅）について、「行く頻度」と「駅周辺に対する意見」を以下の選択枝から選んで、その番号等を記入してください。（当てはまるものを3つまで選んで記入）



(2) ワークショップ開催概要

回数	日時	場所	参加者
第1回	2025年(令和7年)5月24日(土)午前10時～正午	中央福祉センター (大会議室)	20名
議題			
・ 日常生活圏や鉄道駅周辺(都市拠点)に関する現状について ⇒ 都市サービス、公共交通サービス、道路・公園等のインフラに関する“良い・悪いところ”、“満足・不満なところ”、“便利・不便なところ”など			

回数	日時	場所	参加者
第2回	2025年(令和7年)6月7日(土)午前10時～正午	中央福祉センター (大会議室)	21名
議題			
・ 日常生活圏のまちづくりのあり方 ・ 鉄道駅周辺(都市拠点)のまちづくりのあり方 ⇒ 日進市の今後の都市づくりに向けた思いや願い ⇒ 誘導すべき都市施設			

日進市



“快適で便利なまちづくり” に向けて熱い議論をしてみませんか！

この度、日進市では立地適正化計画を策定することになりました。立地適正化計画は、将来の人口減少・高齢化に備え、医療・福祉施設・商業施設や住居等がまとまって立地し、住民が公共交通により生活利便施設などにアクセスできるよう、“コンパクトなまちづくり”を目指すものです。
今後の都市の持続可能な発展とともに、快適で便利、安全な住みやすいまちづくりのための重要な計画となります。

立地適正化計画を策定するうえで市民の皆様からの声をお聞きするため、**別紙のとおりアンケート調査及びワークショップへの参加希望についてお聞きします。皆様のアンケートへの回答及びワークショップへのご参加をお待ちしています。**なお、アンケート調査の結果は統計的処理を行い、上記調査目的以外には一切利用しません。
(このアンケートは、令和7年4月3日現在、本市に居住の18歳以上の方の中から無作為に抽出した1,500名を対象にお願いしています。)

■ワークショップについて

駅周辺の交通渋滞の緩和が不可欠だよ

歩行者が気軽に休める広場がほしいね

駅周辺に文化・スポーツ施設があればうれしいよね

駅前に店舗や行政窓口があれば便利ね

ワークショップとは、参加者が特定のテーマや課題について学び、議論するためのセッションです。この度、開催するワークショップでは市民の皆さんがテーブルを囲んで、人口減少や高齢化が進む中、今後の日進市のまちづくりについて話し合ってください。

【ワークショップの開催日時・場所】

■日時(2回開催します)

第1回：令和7年5月24日(土)午前10時～正午

第2回：令和7年6月7日(土)午前10時～正午

■開催場所：中央福祉センター(大会議室)

■ワークショップへの参加希望等アンケート調査票の記入にあたってのお願い

○ワークショップへの参加希望等に関するアンケートに関して、別紙アンケート調査票への記入又はWEBアンケートのいずれかにて回答できます。

○WEBアンケートの場合、右の二次元コードを読み取って回答してください。

○アンケート調査票への記入の場合、切手を貼らずに、同封の返信用封筒で返信をお願いします。

○アンケートは**令和7年5月7日(水)**までにご回答をお願いします。

<二次元コード>



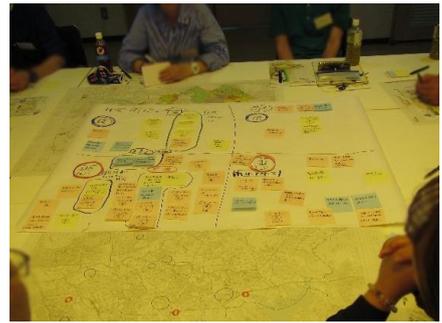
【アンケートの内容等に関する問合せ先】

担当：都市産業部 都市計画課 電話：0561-73-2049

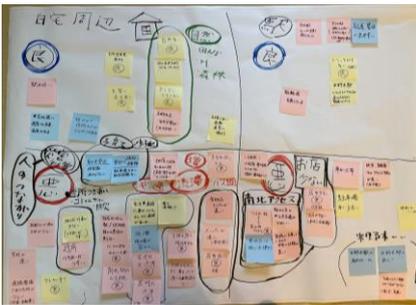
ワークショップ開催案内

(3) ワークショップの結果

ワークショップの様子：



各班の成果（1回目）：



A 班



B 班



C 班

各班の成果（2回目）：



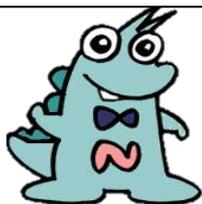
A 班



B 班



C 班



立地適正化計画策定に関する ワークショップを開催しました

日進市では、現在、立地適正化計画を策定しており、その計画づくりの一環として市民の声を聞きし、今後の参考とするためにワークショップを開催しました。

立地適正化計画は、将来の人口減少・高齢化に備え、医療・福祉・商業施設や住居等がまとまって立地し、市民が公共交通により生活利便施設などにアクセスできるよう、“コンパクト・プラス・ネットワーク”のまちづくりを目指すものです。都市の持続可能な発展とともに、公共交通ネットワークを活かした快適で便利、そして安全で住みやすいまちづくりのための重要な計画です。

ワークショップの概要

無作為に抽出した1,500名(市内在住18歳以上)の方等に簡易なアンケート調査とワークショップへの参加希望を伺い、2日間のワークショップに両日とも参加可能と回答した方に参加いただきました。



【ワークショップの流れ】



【開催日、テーマ等】

	第1回	第2回
日時	5月24日(土)午前10時～	6月7日(土)午前10時～
場所	中央福祉センター(大会議室)	
参加人数	20名	21名
テーマ	<p>●日常生活圏や鉄道駅周辺(都市拠点)に関する現状について ⇒都市サービス、公共交通サービス、道路・公園のインフラ等に関する“良い・悪いところ”、“満足・不満なところ”、“便利・不便なところ”など</p>	<p>●日常生活圏のまちづくりのあり方 ●鉄道駅周辺(都市拠点)のまちづくりのあり方 ⇒日進市の今後の都市づくりに向けた思いや願いなど ⇒誘導すべき都市施設</p>



参加者の主な意見

こんなまちだったら
いいなあ



ワークショップでは活発な意見交換をしていただきました。意見交換で出された主な意見をご紹介します。

日常生活圏

<良いところ>

- 自然に恵まれている
- 住みやすい住民自治が活発
- 名古屋へのアクセス良好

<悪いところ>

- バスの利用が不便
⇒くるりんバス便数が少ない
- 公共施設の老朽化
- 幹線道路の整備が遅れている
⇒生活道路にまで通過交通が侵入し危険
- 食料品スーパーが近くにない

鉄道駅周辺

<良いところ>

- 赤池駅にモールが出来て便利になった
- 名古屋、豊田へ出やすい

<悪いところ>

- (3駅)
- 周辺に駐車場、駐輪場が少ない
- 駅までが遠い
(赤池駅)
- 駅付近の交通渋滞
(日進駅・米野木駅)
- お店が少ない、活気がない

<こうなったらいいな>

- 県道瀬戸大部東海線沿いにもっとお店ができると良い
- 歩道や自転車道の整備
- 生活道路の抜け道対策
- 高齢者の移動サービスの充実
- 子育て世代や高齢者の方も一緒に楽しめる施設が欲しい
- 駐車場があって買い物ができる子供が遊べる場所がほしい
- 子どもたちが集まれる場所が欲しい
- 人とのつながりがうまれるコミュニティの場があると良い
- 日進市の魅力を伝える活動やイベントの開催

<こうなったらいいな>

- 赤池駅前広場の改善
- 赤池駅周辺でのんびりできる空間や商業施設も欲しい
- 待ち合わせ出来る場所(カフェ、ファミレス)があると良い
- 人が集まれる場所ができると良い
- 低層に広がる駅ビルができると良い
- 歩いて寄れるワーキングスペースが欲しい
- 託児や放課後預けれる場所がほしい
- どの駅にも市役所がよく使う機能(行政サービス)が欲しい
- 駐車場、駐輪場の充実
- 空きビルの有効活用



【ワークショップ参加者の感想等】

- 初参加でしたが、同じ市内に住んでいても、地域差があり、考え方の違いを感じた。
- いろいろな世代の方の意見が聞けました。高齢者の方でも今どきの意見をお持ちでびっくり、うれしかったです！！
- 楽しめた、引き続き市、行政と話す機会を作ってほしい。
- 日頃、知り合えない地域の方と交流ができた。
- 集まった声が届くようにしてほしい。



日進市
都市産業部都市計画課
〒470-0192
愛知県日進市蟹甲町池下 268
TEL:0561-73-7111 (代表)
<https://www.city.nisshin.lg.jp>